

松戸市建設工事最低制限価格取扱要綱案新旧対照表

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける場合の対象工事は、次の各号に掲げる建設工事とする。</p> <p>(1) 設計金額が130万円以上 <u>5千万円</u>未満の一般競争入札で実施する建設工事</p> <p>(2) (略)</p> <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格(税抜き)は、次の各号に掲げる額の合計金額(当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の75を乗じて得た額とする。)を基準として設けるものとする。なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 一般管理費に100分の <u>55</u>を乗じて得た額</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 最低制限価格を設ける場合の対象工事は、次の各号に掲げる建設工事とする。</p> <p>(1) 設計金額が130万円以上 <u>1億円</u>未満 <u>(総合評価方式の場合は除く。)</u>の一般競争入札で実施する建設工事</p> <p>(2) (略)</p> <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格(税抜き)は、次の各号に掲げる額の合計金額(当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の75を乗じて得た額とする。)を基準として設けるものとする。なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 一般管理費に100分の <u>68</u>を乗じて得た額</p>

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。